

奈良先端科学技術大学院大学附属図書館規程

平成16年4月1日

規程第 15 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則第9条第3項の規定に基づき、奈良先端科学技術大学院大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 附属図書館は、奈良先端科学技術大学院大学の教育研究活動に必要な図書、雑誌及びその他の資料（以下「図書館資料」という。）を収集及び管理し、本学の役員、職員及び学生等の利用に供するとともに、国内外の図書館活動に協力し、もって学術研究の発展に寄与することを目的とする。

(図書館資料の収集及び管理)

第3条 図書館資料の収集及び管理に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館の利用)

第4条 附属図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。